

衆議院議員会館維持管理・運営事業（第二期） 事業契約締結について

衆議院は、衆議院議員会館維持管理・運営事業（第二期）について、令和2年3月16日付けで事業契約を締結しましたので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定に基づき公表します。

衆議院議長 大島 理森

1. 公共施設等の名称及び立地

公共施設等の名称 衆議院議員会館

立地 東京都千代田区永田町2-2-1、2-1-2

2. 選定事業者の商号又は名称

商号又は名称 HOR会館2PFI株式会社

3. 公共施設等の整備等の内容

PFI事業（O方式）による衆議院議員会館の維持管理・運営業務

4. 契約期間

令和2年3月16日（事業契約の締結日）から令和12年3月31日まで

5. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事項に関する主な事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

第5章 本契約の終了

（衆議院の解除権）

第51条 衆議院は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、事業者に対して催告することなく、通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 事業者に関して、特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する倒産手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含む。）があったとき、事業者の取締役会若しくはその他の権限ある機関で当該申立を決議したとき又はこれらの手続が開始されたとき。

二 事業者が解散の決議を行い、又は解散命令を受けたとき。

三 事業者が本事業の全部又は一部の遂行を放棄し、30日間以上当該状態が継続したとき。

- 四 事業者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 五 事業者が、本契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令等の違反をしたとき。
 - 六 事業者の責めに帰すべき事由により、本契約上の事業者の義務の履行が不能となったとき。
 - 七 本契約に関し、選定企業が次のいずれかに該当したとき。
 - イ 選定企業（役員、従業員、代理人その他の者を含む。以下同じ。）について、刑法第96条の6若しくは第198条に規定する刑又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
 - ロ 選定企業若しくは選定企業が構成事業者である事業者団体について、独占禁止法第95条第1項第一号又は第二号に規定する刑が確定したとき。
 - ハ 公正取引委員会が、選定企業に対し独占禁止法第7条の2第1項若しくは第2項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同条第18項若しくは第21項の規定により課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき（選定企業が構成事業者である事業者団体について第8条の3の規定により第7条の2第1項及び第18項が準用される場合についても同様とする。）。
 - ニ 公正取引委員会が選定企業又は選定企業が構成事業者である事業者団体に対し独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項又は第20条第1項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 八 構成員が基本協定書第5条第3項の規定に従って衆議院に対して差し入れた基本協定書別紙3の様式による出資者誓約書に規定された表明及び保証した内容のいずれかが真実若しくは正確でなかったとき又はいずれかの構成員が当該構成員の責めに帰すべき事由により同誓約書に規定された誓約に違反したとき。
 - 九 事業者が、正当な理由がなく、本契約に定める事業者の義務を履行せず、衆議院が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず履行しないとき又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 十 事業者が、第53条によらないで本契約の解除を申し出たとき。
 - 十一 事業者が、本事業の実施において業務要求水準を達成できず、かつ、改善措置を講じても業務要求水準を達成することができないとき。
 - 十二 前各号に掲げる場合のほか、事業者の責めに帰すべき事由により事業者が本契約に違反し、又は本契約上の事業者の重大な義務を履行しなかったとき。
- 2 衆議院は、前項の場合において、本契約の全部を解除する代わりに次の各号に定めるいずれかの措置をとることができる。この場合において事業者は、衆議院が被った損害を賠償しなければならない。
- 一 衆議院は、出資者をして、事業者の全株式（潜在株式を含む。）を、当該時点において衆議院が承諾する第三者（事業者に融資する者が選定し、衆議院が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

二 衆議院は、事業者をして、本事業に係る事業者の本契約上の地位を、当該時点において衆議院が選定した第三者（事業者に融資する者が選定し衆議院が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

3 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、第1項第6号に該当する場合とみなす。

一 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（衆議院の任意による解除）

第52条 衆議院は、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合又はその他衆議院が必要と認める場合には、6ヶ月以上前に事業者はその理由を書面にて通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（事業者の解除権）

第53条 事業者は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、本契約を解除することができる。

一 衆議院が本契約に従って支払うべきPFI事業費を、支払期限到来後60日を過ぎても支払わないとき。

二 衆議院が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不能となったとき。

三 衆議院の責めに帰すべき事由により、衆議院が本契約上の衆議院の重大な義務（金銭債務を除く。）の不履行をし、事業者から催促を受けてから3ヶ月間当該不履行が治癒しないとき。

（法令変更又は不可抗力による解除）

第54条 衆議院は、法令変更又は不可抗力により、次の各号の一に該当する事態に至った場合には、事業者との協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 事業者による本事業の継続が不能又は著しく困難なとき。

二 事業者が本事業を継続するために、衆議院が過分の費用を要するとき。

2 衆議院は、前項の場合において、本契約の全部を解除する代わりに次の各号に定めるいずれかの措置をとることができる。

一 衆議院は、出資者をして、事業者の全株式（潜在株式を含む。）を、当該時点において衆議院が承諾する第三者（事業者に融資する者が選定し衆議院が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

二 衆議院は、事業者をして、本事業に係る事業者の本契約上の地位を、当該時点において衆議院が選定した第三者（事業者に融資する者が選定し衆議院が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

(事業者の責めに帰すべき事由による本契約解除等の効力)

第 55 条 衆議院は、業務提供開始日以降において、第 51 条第 1 項各号のいずれかにより本契約の全部又は一部を解除する場合又は同条第 3 項の適用がある場合には、次の各号に掲げる措置をとる。

- 一 衆議院は、事業者に対して本契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本契約の全部又は一部を解除する。
 - 二 衆議院は、契約解除通知日における履行済みの P F I 事業費の未払額に相当する金額を、契約解除通知日から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。
- 2 事業者は、前項の場合において、本契約解除時点から当初の事業期間終了時点までに収受予定であった P F I 事業費の残額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として、衆議院から契約解除の通知を受けた後直ちに衆議院へ支払わなければならない。
- 3 衆議院は、前項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を事業者に請求することができる。

(衆議院の任意による又は責めに帰すべき事由による本契約解除の効力)

第 56 条 事業者は、第 53 条により本契約を解除する場合には、衆議院に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。

- 2 衆議院は、第 52 条又は第 53 条により衆議院又は事業者が本契約を解除した場合、契約解除通知日における履行済みの P F I 事業費の未払額に相当する金額を、本契約解除時点から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。
- 3 衆議院は、前項に定める本契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用を負担するものとし、衆議院は、事業者と協議の上、当該合理的な増加費用の金額及び支払方法を定める。

(法令変更又は不可抗力による本契約解除の効力)

第 57 条 衆議院は、第 54 条第 1 項により本契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとる。

- 一 衆議院は、事業者に対して本契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本契約の全部又は一部を解除する。
 - 二 衆議院は、契約解除通知日における履行済みの P F I 事業費の未払額に相当する金額を、契約解除通知日から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。
- 2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用の負担に関しては、第 61 条第 4 項又は第 62 条第 2 項がそれぞれ適用されるものとし、衆議院は、事業者と協議の上、その支払方法を定める。

6. 契約金額

27, 551, 309, 280 円 (税込)

7. 契約終了時の措置に関する事項

本事項に関する主な事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

(期間満了による終了)

第 50 条 本契約は、本契約において別途規定されている場合を除き、令和 12 年 3 月 31 日をもって終了する。

- 2 衆議院は、前項に定める終了日の 1 年 6 ヶ月前までに、別紙 6 に従い本施設が業務要求水準書等及び事業提案書で定める水準を満たしていることを確認するための必要な協議を行う。

(本契約終了時の事務)

第 58 条 衆議院は、理由のいかんを問わず本契約が終了したときは、本契約の終了した日から 10 日以内に、本施設の現況を確認することができる。この場合において、本施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときには、衆議院は事業者に対してその修補を請求することができる。

- 2 事業者は、前項の請求を受けた場合は、自らの費用と責任において速やかに修補を行うとともに当該修補の完了後に速やかにその旨を衆議院に通知しなければならない。この場合において、衆議院は、当該通知を受領した日から 10 日以内に修補の完了の検査を行う。

- 3 事業者は、理由のいかんを問わず本契約が終了し、本施設に、事業者又は選定企業若しくは選定企業から委任された第三者が所有し、又は管理する材料、器具、仮設物その他の物件がある場合には、当該物件等を直ちに撤去するとともに原状回復を行い、衆議院の確認を受けなければならない。

- 4 衆議院は、前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件等の撤去をせず、又は原状回復を行わないときには、衆議院が事業者に代わって当該物件等の処分又は原状回復を行うことができる。この場合において、事業者は、衆議院の処分又は原状回復について異議を申し出ることにはできず、衆議院の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

- 5 事業者は、理由のいかんを問わず本契約が終了した場合には、衆議院又は衆議院の指示する者に、本契約の終了に係る維持管理・運営業務の必要な引き継ぎを業務要求水準書等に基づき行わなければならない。

- 6 本契約終了時の手続に関する諸費用及び事業者の清算に必要な費用等は、第 52 条又は第 53 条に係る本契約終了の場合を除き、全て事業者が負担する。

- 7 事業者は、本契約終了後も、本条に規定する事務が終了するまでは、解散してはならず、存続しなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第 59 条 事業者は、理由のいかんを問わず本契約を終了したときは、本事業に関し事業者が作成した一切の書類のうち、衆議院が合理的に要求するものを、衆議院に対して引き渡す。

- 2 衆議院は、前項により事業者から引渡しを受けた書類について、本契約の存続の有無にかかわらず利用する権利及び権限を有する。